



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

656	令和5年度自衛官募集	(市町村課).....	1
657	生活保護法による指定医療機関の変更	(福祉保健総務課).....	3
658	〃	( 〃 ).....	3
659	生活保護法による指定介護機関の変更	( 〃 ).....	3
660	〃	( 〃 ).....	4
661	指定自立支援医療機関の指定の辞退	(障害福祉課).....	4
662	指定自立支援医療機関の変更	( 〃 ).....	4
663	〃	( 〃 ).....	5
664	〃	( 〃 ).....	5
665	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	5
666	公有水面の埋立ての免許	(港湾空港振興課).....	6
<b>○ 公安委員会告示</b>			
21	機械警備業務管理者講習の実施		..... 9

## 告 示

### 和歌山県告示第656号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の令和5年度募集について、次のとおり告示する。

令和5年5月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

#### 1 募集種目

自衛官候補生

#### 2 試験種目

(1) Web試験（インターネットを利用する方法により行う試験をいう。以下同じ。）

国語、数学、地理歴史及び公民、作文並びに適性検査

(2) 口述試験及び身体検査（以下「口述試験等」という。）

#### 3 受付期限、Web試験期間並びに口述試験等の期日及び試験場

受付期限	Web試験期間	口述試験等の期日	口述試験等の試験場
令和5年6月22日（木）	令和5年6月28日（水）から 同年7月2日（日）まで	令和5年7月6日（木）	和歌山県民文化会館（和歌山市小松原通一丁目1）
		令和5年7月7日（金）	
		令和5年7月8日（土）	
		令和5年7月9日（日）	
令和5年8月3日（木）	令和5年8月6日（日）から 同月9日（水）まで	令和5年8月19日（土）	自衛隊和歌山地方協力本部（和歌山市築港一丁目14-6）

令和5年9月14日（木）	令和5年9月17日（日）から 同月20日（水）まで	令和5年9月23日（土）	田辺市民総合センター（田辺市高雄一丁目23-1）
		令和5年9月24日（日）	和歌山県民文化会館（和歌山市小松原通一丁目1）
令和5年11月1日（水）	令和5年11月5日（日）から 同月8日（水）まで	令和5年11月11日（土）	自衛隊和歌山地方協力本部（和歌山市築港一丁目14-6）
令和5年12月7日（木）	令和5年12月10日（日）から 同月13日（水）まで	令和5年12月16日（土）	
令和6年1月11日（木）	令和6年1月14日（日）から 同月17日（水）まで	令和6年1月20日（土）	
令和6年2月8日（木）	令和6年2月11日（日）から 同月14日（水）まで	令和6年2月17日（土）	
令和6年2月21日（水）	令和6年2月25日（日）から 同月28日（水）まで	令和6年3月2日（土）	

※ 同一の受付期限において口述試験等の期日が複数ある場合には、それらの期日のいずれか1日

#### 4 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の者（32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において、33歳に達しない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

#### 5 受験手続

##### (1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部、同地域事務所若しくは同募集案内所に請求すること。

名 称	所 在 地	電話番号
本部	〒640-8287 和歌山市築港一丁目14-6	073-422-5116
橋本地域事務所	〒648-0072 橋本市東家五丁目2-2 橋本合同庁舎3階	0736-32-0744
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町五丁目1-2 新橋ビル2階	073-432-4479
有田募集案内所	〒649-0316 有田市宮崎町106-2	0737-82-6631
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1階	0738-23-0020
田辺地域事務所	〒646-0004 田辺市下万呂564-2 宮本ビル	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0053 新宮市五新1-24 三栄コーポレーションビル1階	0735-21-3449

##### (2) 提出書類及び提出先

志願者は、自衛官候補生志願票1通及び受験票を（1）の機関（市町村役場を除く。）に持参し、又は郵送すること。

##### (3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに自衛隊和歌山地方協力本部に連絡

すること。

6 採用予定者への通知

- (1) 選抜基準に達した者には、採用候補者名簿記載通知書を送付する。
- (2) 不合格者には通知しない。
- (3) 採用候補者は、採用候補者名簿に記載され、その後採用枠に応じて採用予定通知書を送付する。

7 その他

- (1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。
- (2) 入隊時に再度身体検査を行うが、その際、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。  
 なお、併せて薬物使用検査を実施する。
- (3) 各試験は、状況により中止する場合がある。

和歌山県告示第657号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年5月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新		
橋葉新 41-02	スズラン薬局橋本店	さくら薬局橋本高野口店	橋本市高野口町名古曾916-4	令和 5.3.1
伊葉新 17-02	スズラン薬局笠田店	さくら薬局伊都笠田東店	伊都郡かつらぎ町笠田東174-4	令和 5.3.1
伊葉新 18-02	スズラン薬局九度山店	さくら薬局伊都九度山店	伊都郡九度山町九度山788-4 メゾンプラクミン1階	令和 5.3.1

和歌山県告示第658号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年5月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新		
御医新 10-26	むらがき心療内科クリニック	むらがき心療内科皮フ科クリニック	御坊市島646-1	令和 5.4.1

和歌山県告示第659号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があ

ったので、次のとおり告示する。

令和5年5月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
社会福祉法人串本町社会福祉協議会	東牟婁郡串本町サンゴ台783番地7	串本町社会福祉協議会	東牟婁郡串本町サンゴ台783番地7	訪問介護・通所介護	指定事業所の所在地	東牟婁郡串本町串本2367	東牟婁郡串本町サンゴ台783番地7	平成28.3.1
社会福祉法人串本町社会福祉協議会	東牟婁郡串本町サンゴ台783番地7	串本町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	東牟婁郡串本町サンゴ台783番地7	居宅介護支援	指定事業所の所在地	東牟婁郡串本町串本2367	東牟婁郡串本町サンゴ台783番地7	平成28.3.1
株式会社きら	海南市椋木131-3	ヘルパーステーションきら	海南市椋木131-3	訪問介護	主たる事務所の所在地	海南市椋木99-3	海南市椋木131-3	平成28.6.5
					指定事業所の所在地	海南市椋木99-3 椋木荘6号室	海南市椋木131-3	平成28.6.5

和歌山県告示第660号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年5月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社広域有田	有田郡有田川町西丹生図125-1	わかばの郷	有田郡有田川町西丹生図125-1	訪問介護・居宅介護支援	主たる事務所の所在地	有田郡有田川町西丹生図401	有田郡有田川町西丹生図125-1	令和5.3.1

和歌山県告示第661号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

令和5年5月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	辞退年月日
のだ小児科	紀の川市北大井198-7	野田英作	令和5.4.17

和歌山県告示第662号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和5年5月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
株式会社華	大阪府東大阪市長堂1-2-9 ロフティ1番館2C	医療機関の名称	株式会社訪問看護ステーション華	株式会社華	令和5.3.6
		医療機関の所在地	大阪府東大阪市長堂1-6-16	大阪府東大阪市長堂1-2-9 ロフティ1番館2C	

和歌山県告示第663号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和5年5月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	訪問看護ステーション等の名称	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
株式会社PrimaS	大阪府阪南市黒田382番地の1	プライマリーリハビリ訪問看護ステーション和歌山北	医療機関の名称	株式会社プライマリーネット	株式会社PrimaS	令和5.4.1
			医療機関の所在地	大阪府阪南市下出346-1	大阪府阪南市黒田382番地の1	

和歌山県告示第664号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和5年5月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	訪問看護ステーション等の名称	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
株式会社PrimaS	大阪府阪南市黒田382番地の1	プライマリーリハビリ訪問看護ステーション那賀	医療機関の名称	株式会社プライマリーネット	株式会社PrimaS	令和5.4.1
			医療機関の所在地	大阪府阪南市下出346番地の1	大阪府阪南市黒田382番地の1	

和歌山県告示第665号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和5年5月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

梅ノ木地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱5号から19号までを順次結んだ線及び標柱5号と19号を結んだ線によって囲まれた区域を、平成10年和歌山県告示第544号で指定した梅ノ木地区急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
5号	新宮市		新宮	南谷	8002番97	

6号	〃		〃	〃	8002番16	
7号	〃		〃	〃	8002番6	
8号	〃		〃	〃	〃	
9号	〃		〃	〃	〃	
10号	〃		〃	〃	3415番1	
11号	〃		〃	〃	8002番38	
12号	〃		〃	〃	〃	
13号	〃		〃	〃	8002番7	
14号	〃		〃	〃	〃	
15号	〃		〃	〃	〃	
16号	〃		〃	梅木	3285番2	
17号	〃		〃	〃	〃	
18号	〃		〃	南谷	8002番50	
19号	〃		〃	〃	8002番25	

## 和歌山県告示第666号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和5年5月30日

和歌山県知事 岸本周平

## 1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 岸本周平

## 2 埋立区域

## (1) 位置

和歌山県日高郡由良町大字吹井字辨天新地968番1から968番3まで、同町大字吹井字柳原252番64、314番及び同町大字吹井字永井無番地（道）の各土地の地先公有水面

## (2) 区域

## (第1工区)

次の各地点のうち、1の地点から13の地点までを順次に直線で結んだ線及び13の地点と1の地点とを結ぶ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「尾林」四等三角点）

北緯 33度58分10.6867秒

東経 135度5分51.4530秒

1の地点 基点から121度54分31秒 554.60mの地点

- 2の地点 1の地点から9度2分23秒 2.80mの地点  
3の地点 2の地点から7度37分29秒 5.16mの地点  
4の地点 3の地点から5度51分37秒 4.71mの地点  
5の地点 4の地点から4度10分19秒 4.71mの地点  
6の地点 5の地点から2度28分29秒 4.86mの地点  
7の地点 6の地点から0度45分17秒 4.86mの地点  
8の地点 7の地点から358度44分25秒 6.38mの地点  
9の地点 8の地点から356度27分58秒 6.38mの地点  
10の地点 9の地点から354度11分31秒 6.38mの地点  
11の地点 10の地点から352度33分13秒 2.70mの地点  
12の地点 11の地点から352度5分44秒 9.18mの地点  
13の地点 12の地点から352度5分22秒 1.00mの地点

## (第2工区)

次の各地点のうち、14の地点から18の地点までを順次に直線で結んだ線及び18の地点と14の地点とを結ぶ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「尾林」四等三角点)

北緯 33度58分10.6867秒

東経 135度5分51.4530秒

- 14の地点 基点から115度17分9秒 517.89mの地点  
15の地点 14の地点から352度5分50秒 8.92mの地点  
16の地点 15の地点から262度5分47秒 0.45mの地点  
17の地点 16の地点から352度5分50秒 0.35mの地点  
18の地点 17の地点から53度10分32秒 4.15mの地点

## (第3工区)

次の各地点のうち、19の地点から23の地点までを順次に直線で結んだ線及び23の地点と19の地点とを結ぶ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「尾林」四等三角点)

北緯 33度58分10.6867秒

東経 135度5分51.4530秒

- 19の地点 基点から113度10分0秒 496.38mの地点  
20の地点 19の地点から129度55分36秒 6.35mの地点  
21の地点 20の地点から156度23分57秒 3.64mの地点  
22の地点 21の地点から179度40分13秒 2.32mの地点  
23の地点 22の地点から269度40分13秒 0.59mの地点

## (第4工区)

次の各地点のうち、24の地点から28の地点までを順次に直線で結んだ線及び28の地点と24の地点とを結ぶ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「尾林」四等三角点)

北緯 33度58分10.6867秒

東経 135度5分51.4530秒

- 24の地点 基点から113度52分21秒 509.27mの地点  
25の地点 24の地点から359度40分13秒 1.61mの地点  
26の地点 25の地点から359度40分13秒 2.44mの地点  
27の地点 26の地点から336度23分57秒 4.97mの地点

28の地点 27の地点から309度55分36秒 4.85mの地点

## (3) 面積

257.04m<sup>2</sup>

## 3 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位置

和歌山県日高郡由良町大字吹井字辨天新地968番1から968番3まで、同町大字吹井字濱田317番、同町大字吹井字柳原252番54、252番64、252番73から252番76まで、314番、同町大字吹井字永井958番4、958番5、961番18及び無番地(道)地内並びに同町大字吹井字辨天新地968番1から968番3まで、同町大字吹井字濱田317番、同町大字吹井字柳原252番64、314番、同町大字吹井字永井959番2から959番4まで及び無番地(道)の各土地の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点のうち、アの地点からモの地点までを順次に直線で結んだ線及びモの地点とアの地点とを結ぶ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「尾林」四等三角点)

北緯 33度58分10.6867秒

東経 135度5分51.4530秒

アの地点 基点から126度35分35秒 542.94mの地点

イの地点 アの地点から305度36分2秒 9.97mの地点

ウの地点 イの地点から334度16分16秒 12.33mの地点

エの地点 ウの地点から58度27分3秒 47.68mの地点

オの地点 エの地点から5度5分3秒 1.56mの地点

カの地点 オの地点から359度10分36秒 14.05mの地点

キの地点 カの地点から359度27分33秒 18.01mの地点

クの地点 キの地点から359度59分20秒 11.42mの地点

ケの地点 クの地点から359度4分38秒 8.48mの地点

コの地点 ケの地点から359度44分24秒 8.10mの地点

サの地点 コの地点から270度0分0秒 10.43mの地点

シの地点 サの地点から359度20分22秒 10.77mの地点

スの地点 シの地点から328度1分6秒 6.54mの地点

セの地点 スの地点から253度18分40秒 14.78mの地点

ソの地点 セの地点から342度48分50秒 13.01mの地点

タの地点 ソの地点から73度17分10秒 13.22mの地点

チの地点 タの地点から72度51分21秒 23.48mの地点

ツの地点 チの地点から73度31分12秒 8.33mの地点

テの地点 ツの地点から172度5分58秒 23.74mの地点

トの地点 テの地点から82度7分33秒 0.60mの地点

ナの地点 トの地点から172度5分41秒 33.50mの地点

ニの地点 ナの地点から177度58分50秒 0.98mの地点

ヌの地点 ニの地点から171度44分9秒 2.72mの地点

ネの地点 ヌの地点から167度54分21秒 2.88mの地点

ノの地点 ネの地点から173度53分40秒 5.13mの地点

ハの地点 ノの地点から175度36分56秒 5.13mの地点

ヒの地点 ハの地点から177度20分12秒 5.13mの地点

フの地点 ヒの地点から179度27分12秒 18.51mの地点



への地点	フの地点から183度28分21秒	3.10mの地点
ホの地点	への地点から196度10分48秒	2.09mの地点
マの地点	ホの地点から200度34分45秒	2.09mの地点
ミの地点	マの地点から188度27分38秒	10.24mの地点
ムの地点	ミの地点から214度56分48秒	14.90mの地点
メの地点	ムの地点から254度57分35秒	10.66mの地点
モの地点	メの地点から200度46分4秒	4.45mの地点

## (3) 面積

3,838.72㎡

## 4 埋立地の用途

道路用地

## 5 公有水面埋立免許年月日

令和5年5月22日

**公安委員会告示****和歌山県公安委員会告示第21号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年5月30日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

## 1 講習の実施期間、実施場所及び定員

## (1) 実施期間

令和5年7月25日（火）から同月28日（金）までの4日間

## (2) 実施場所

和歌山市西汀丁36番地 和歌山商工会議所

## (3) 定員

20名

## 2 受講を希望する者の手続

受講を希望する者は、令和5年6月21日（水）から同月23日（金）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間）の間に、3の提出書類等を和歌山県内の警察署に提出すること（郵送による提出は、受け付けない。）。

## 3 提出書類等

## (1) 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの顔写真1枚を貼付したもの） 1通

## (2) 手数料

39,000円（和歌山県証紙により納付すること。）

## 4 講習修了証明書の交付等

(1) 講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

## 5 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西汀丁36番地）に委託して実施する。

## 6 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲・営業等企画係  
電話番号 073-423-0110 (内線3046、3047)